

## — 役員選任細則 —

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明星会 明星大学同窓会役員選任規則（以下「役員選任規則」という）第2条及び第4条に基づき、一般社団法人明星会 明星大学同窓会（以下、「本会」という。）にとって重要な役職者の選任もしくはその候補者の推薦を行うにあたり、横断的に広い視野から積極的に適材を発掘し、審査、選考、推薦をより客観的、合理的なものとし、その選任もしくは推薦における公正性及び透明性をはかることを目的として、必要な事項を定める。

### (役員候補者管理委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、定款第46条第1項に基づき、役員候補者管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (役員候補者管理委員会の構成)

第3条 委員会は、役員候補者管理委員会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。委員は、8名以上11名以内とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。再任は、連続して2期を超えることはできない。
- 3 任期中に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4 会長及び総務担当副会長並びに事務局長は、情報提供者かつ情報管理者として常に委員会に参画する。
- 5 事務局は、委員会事務局の任にあたる。

### (役員候補者管理委員会の運営)

第4条 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。委員長及び副委員長の再任は、連続して2期を超えることはできない。ただし、特段の事情があると会長が判断した場合はこの限りではない。

- 2 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員選任後、委員長が互選されるまでの間の委員長職務は前委員長が行う。
- 5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。
- 7 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。

### (役員候補者管理委員会委員の選任)

第5条 委員は、役員を除く正会員の中から理事会の決議で選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員の選任については、可能な限り卒業期会及び支部会からそれぞれ1名以上を選任

するものとする。同一の卒業期または支部会からの選任は、2名を限度とする。

3 委員に顧問3名以内を含めることができる。

4 委員は、その任期中、被推薦人の資格を停止される。任期中に辞任等により委員でなくなった場合も、その当初の任期が終了するまでの間は、同様とする。

#### **(役員候補者管理委員会の職務)**

第6条 委員会は、理事会の審議を経て総会で選任される理事・監事候補者の推薦を行う。

2 委員は、委員会で得た役職候補者に関する情報及び委員会における評議、議決等に関する情報を漏洩してはならない。

#### **(改廃)**

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### **(委任)**

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### **附 則**

1 この細則は、2023年6月10日から施行する。

2 この細則は、2025年9月20日より施行する。